

第 2 編 風水害編

＜風水害編 目次＞

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 他の計画及び関係法令との関係	1
第3節 計画の基本的な考え方	1
第4節 計画の修正等	1
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第6節 地勢及び気象並びに災害記録	2
第7節 災害危険箇所	7
第2章 災害予防計画	8
第1節 防災意識の向上	8
第2節 水害予防対策	12
第3節 土砂災害予防対策	16
第4節 風害予防対策	19
第5節 雪害予防対策	22
第6節 火災予防計画	23
第7節 帰宅困難者等対策	25
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	26
第9節 情報連絡体制の整備	27
第10節 物資・物流、輸送体制の整備	28
第11節 防災施設、資機材等の整備	29
第12節 防災体制の整備	30
第3章 災害応急対策計画	31
第1節 災害応急活動体制	31
第2節 情報収集・伝達体制	35
第3節 水防計画	44
第4節 避難対策	45
第5節 要配慮者等の安全確保対策	52
第6節 消防・救急救助・医療救護活動	53
第7節 災害警備・交通の確保対策	54
第8節 緊急輸送・燃料確保計画	57
第9節 救援物資供給活動	58
第10節 広域応援の要請及び協力体制の構築	59
第11節 自衛隊への災害派遣要請	60
第12節 学校等の安全対策・文化財の保護	61
第13節 保健衛生、防疫、遺体の搜索・処理等対策	62
第14節 清掃及び障害物の除去	63
第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	64
第16節 ライフライン施設等災害応急計画	65
第17節 ボランティアの協力	66
第4章 災害復旧・復興計画	67
第1節 被災者生活安定のための支援	67
第2節 災害復旧	68
第3節 ライフライン関連施設等の復旧対策	69

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定により、富津市防災会議が作成する計画であって、富津市の地域に係る災害対策を実施するに当たり、防災関係機関及び市民、事業所等が連携のもと、その全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を風水害から保護するため、次の事項を定め、防災対策に万全を期することを目的とする。

- 1 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体及びその他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育、訓練及びその他の災害予防の計画
- 3 情報の収集及び伝達、避難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他の必要な計画

第2節 他の計画及び関係法令との関係

地震・津波編 第1章「第2節 他の計画及び関係法令との関係」に準ずる。

第3節 計画の基本的な考え方

地震・津波編 第1章「第3節 計画の基本的な考え方」に準ずる。

第4節 計画の修正等

地震・津波編 第1章「第4節 計画の修正等」に準ずる。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震・津波編 第1章「第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第6節 地勢及び気象並びに災害記録

1 地勢及び地質

地震・津波編 第1章 第6節「1 地勢及び地質」に準ずる。

2 気象

平均気温は15℃前後で温暖であり、年間平均降雨量は2,000mm程度である。春と秋に降雨量が多く特に雷や台風によるものは、降雨が急激であるため、日雨量が多く排水しきれず出水の原因となっている。

3 災害記録

本市における昭和45年以降の風水害等による主な災害記録は次のとおりである。

なお、本市は、市域が広く降雨、暴風によるがけ崩れや河川の氾濫等による被害を受けやすい地形的条件にあるが、治水、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は風水害等による被害は最小限にとどめられている。

しかしながら、都市化の進展、市民の生活様式の変化による電気、上下水道、ガス等ライフラインへの依存度の高まり、少子高齢化社会の進展に伴い要配慮者が増加していること、市民の相互扶助意識が低下していることなどから防災面に関する様々な課題が指摘されているところである。

(1) 昭和45年7月

6月30日から7月1日にかけて降り続いた集中豪雨は300ミリメートルに及び市内各河川は氾濫し、特に本市南部（天羽地区）では至るところで道路が寸断、がけ崩れが発生、消防団の出動、自衛隊の派遣要請、災害救助法の適用を受けた。

本市における主な被害は、死者2人、負傷者3人、家屋の全半壊51棟、床上床下浸水318棟、田畑の埋没、冠水1,273ヘクタール、道路の決壊315か所、橋りょうの流失等15か所、河川の決壊34か所、鉄道被害3か所にのぼった。

(2) 昭和46年8月（台風23号）

8月31日から9月1日にかけての台風により、本市においても農地、道路、河川に被害があった。

(3) 昭和46年9月（台風25号）

台風25号により本県中部は大被害を受け、八日市場、旭、銚子、勝浦の各市及び大原、飯岡、成東、小見川、干潟、野栄、海上、光、御宿の各町が災害救助法の適用を受けた。

本市においても農地、道路、河川、港湾その他に被害が生じた。

(4) 昭和47年9月（台風20号）

9月15日から16日にかけて台風20号の接近に伴う集中豪雨による本市の被害は、住家一部損壊2棟、床下浸水27棟、田畑の冠水80ヘクタール、道路の決壊73か所、がけ崩れ5か所等の被害があった。

(5) 昭和49年7月（台風8号）

7月8日台風8号に伴う集中豪雨による本市の被害は、住家一部損壊2棟、床上浸水13棟、床下浸水492棟、田畑の冠水110ヘクタール、道路の決壊42か所、がけ崩れ9か所等の被害があった。

(6) 昭和53年6月（梅雨前線豪雨）

6月23日から24日にわたる梅雨前線による豪雨は、本市にも被害をもたらし、道路の決壊11か所、農業用施設4か所の被害があった。

(7) 昭和54年3月（大雨強風）

3月30日から31日にわたる雨による被害は、道路の決壊2か所にとどまったが強風による建物被害が発生し、本市において住家の一部損壊6棟、学校等公共建物の一部損壊9棟の被害があった。

(8) 昭和54年4月（豪雨）

4月8日の大雨は本市においても多大な被害をもたらし、床上浸水2棟、床下浸水57棟のほか道路の決壊6か所、学校施設6か所に被害を受けた。

(9) 昭和54年10月（台風18号）

10月7日台風18号による本市の被害は床下浸水1棟、道路の決壊4か所、河川決壊3か所であった。

(10) 昭和54年10月（台風20号）

10月19日台風20号による風水害被害は、市内全域に及び重傷者1人、軽傷者6人、住家の半壊3棟、住家の一部損壊146棟、床下浸水4棟、学校施設17か所、その他公共建物等非住家の一部損壊129棟、道路の決壊24か所、河川の決壊3か所、がけ崩れ3か所、船舶被害2隻、通信施設被害32回線、清掃施設1か所、農地農業用施設3か所、その他農産物被害6,500万円等の被害があった。

(11) 昭和55年8月（大雨）

8月2日から3日にわたる大雨により、本市においても住家の一部損壊1棟、道路の決壊23か所、河川の決壊2か所、がけ崩れ2か所の被害があった。

(12) 昭和56年8月（台風15号）

8月23日台風15号は本市において土木施設をはじめ、農産物にも多大な被害をもたらし、水稻の倒伏390ヘクタール、同冠水65ヘクタール、畑作物の倒伏30ヘクタール、同冠水4ヘクタール、道路の決壊15か所、河川の決壊3か所、港湾漁港施設4か所、学校施設1か所に被害を受けた。

(13) 昭和56年10月（台風24号）

10月22日から23日房総半島を直撃した台風24号によって市内一円に被害が発生し、その被害は道路の決壊36か所、橋りょうの決壊2か所、河川の決壊7か所、農地農業用施設16か所、住家床下浸水20棟、その他野菜、果実等の被害が318万円に及んだ。

(14) 昭和57年8月（台風10号）

8月1日から2日にかけて当地方をおそった台風10号は、市内で住家4棟、学校施設13か所、道路河川等20か所をはじめ、農産物にも多大の被害をもたらし、その被害総額は5,200万円余にのぼった。

(15) 昭和57年9月（台風18号）

9月12日午後から夜半にかけて当地方を通過した台風18号は、前日からの雨に加えて191ミリメートルを記録し市内全域にわたって被害をもたらした。

被害は、住家の損壊2棟、床上床下浸水22棟、学校施設6か所、道路河川39か所、水道施設2か所をはじめ、がけ崩れ6か所、鉄道被害1か所、船舶被害1隻に及んだ。

(16) 昭和57年9月（台風19号）

9月25日当地方を通過した台風19号によって、市内では床下浸水1棟、道路の決壊等16か所、河川の決壊10か所の被害が発生した。

(17) 昭和61年8月(台風10号)

8月4日から5日にかけて当地方を通過した台風10号による集中豪雨は、総雨量293.5ミリメートル、時間最大雨量48ミリメートル(21時～22時)を記録し、人的被害(重軽傷者2人)、住家被害(全壊1棟、床下浸水14棟)をはじめ、農地、道路、河川、がけ崩れ等、本市全域にわたり大きな被害をもたらした。その被害総額は790,535千円に及んだ。また湊川の増水により一部地域(望井、数馬、更和)の市民に対し避難準備体制を指示するとともに避難所を開設した。

(18) 昭和61年9月(台風15号)

9月2日から3日にかけて当地方を通過した台風15号は、総雨量148ミリメートルを記録し特に9月2日の午後8時～9時までの時間最大雨量38ミリメートルの集中豪雨となり、市内で道路陥没1か所、河川の決壊2か所をはじめ、農産物にも多大な被害をもたらした。その被害総額は1,500万円に及んだ。

(19) 昭和63年8月(熱帯低気圧による大雨)

8月11日から12日にかけて当地方を通過した熱帯低気圧による大雨は、総雨量227.5ミリメートル、時間最大雨量31ミリメートル(11日18時～19時)を記録し住家被害(床下浸水7棟)を始め、農地、道路、橋りょう、河川、がけ崩れ等、本市全域にわたり大きな被害をもたらした。その被害総額は479,596千円に及んだ。また、北上川の増水による護岸の決壊により、付近住民に対し避難を指示した。

(20) 平成元年8月(雷を伴った大雨)

7月31日18時から8月1日24時頃まで約30時間にわたり、千葉県南部を中心に雷を伴った大雨があり、最大時には、時間雨量62ミリメートルに達し、降り始めから8月1日24時までに459ミリメートルの豪雨を記録した。このため本市南部を中心にがけ崩れの発生や河川の氾濫により、死者1人、負傷者6人、住家の全壊11棟、半壊8棟、一部損壊37棟、床上浸水159棟、床下浸水259棟、田畑の埋没冠水739.9ヘクタール、道路の決壊368か所、がけ崩れ519か所、その他橋りょう、農業用施設等に大きな被害をもたらした。その被害総額は6,092,411千円に及んだ。

なお、危険区域の市民に対し避難勧告を随時行い、公設の避難所26か所を開設し420人の避難者を収容した。

(21) 平成2年9月(台風20号)

9月29日から30日にかけて接近した台風20号により、29日22時から30日21時までに総雨量186ミリメートル、時間最大雨量50ミリメートル(18時から19時)の降雨があり、床下浸水38棟、道路被害26か所、がけ崩れ4か所、その他農林水産業施設等に被害をもたらした。その被害総額は231,045千円に及んだ。

(22) 平成2年12月(竜巻)

12月11日午後から夜にかけて発達した低気圧が関東北部を通過し、県内において局地的に竜巻や雷雨、ヒョウが降るなど茂原市では大きな被害が発生した。本市では、田倉地区において発生した竜巻により、建物が倒壊し負傷者1人、住家の半壊2棟、非住家の全半壊5棟の被害が発生した。

(23) 平成7年1月(突風)

1月4日寒冷前線が房総半島を通過し、朝から南西の強い風が吹き12時30分頃、青堀地区及び富津地区で突風が発生し、建物114棟の屋根等に被害が生じた。

(24) 平成8年9月(台風17号)

9月22日未明から夕刻にかけて台風17号の影響により強風を伴った大雨があり、総雨量262

ミリメートル、最大時間雨量47ミリメートル（11時～12時）を記録した。このため、死者1人、重傷者1人、住家の全壊1棟、床上浸水18棟、床下浸水151棟を始めとして農地の冠水、道路の陥没、河川の決壊、がけ崩れ等、市内全域にわたり大きな被害が生じた。

(25) 平成10年7月（雷雨）

7月30日午後から夕刻にかけて、千葉県南部を中心に雷雨があり、落雷により全焼1棟、一部損壊3棟の火災が発生した。

(26) 平成11年5月（暴風）

5月27日未明から夕刻にかけて、発達中の低気圧が北陸地方から東北地方に進んだため、千葉県は南西の風が強く吹き、屋根の修理中に突風にあおられて転倒しけがをした者3人の被害が発生した。

(27) 平成11年7月（大雨）

7月13日未明から深夜にかけ、日本の南海上を熱帯低気圧が通過し、暖かく湿った空気が流れ込み大雨をもたらし、総雨量179ミリメートル、時間最大雨量42ミリメートル（14時～15時）を記録し、床下浸水9棟、がけ崩れ25か所の被害をもたらした。

(28) 平成11年11月（強風）

11月1日未明から夕刻にかけて、南西の風が非常に強く、強風にあおられ転倒し1人の者がけがを負う被害が発生した。

(29) 平成13年9月（台風15号）

9月10日から11日にかけて接近した台風15号の影響により、強風にあおられ転倒し軽傷を負った者1人、暴風による住家の一部損壊10棟の被害が生じた。

(30) 平成14年10月（台風21号）

10月1日夕刻から夜遅くにかけて接近した台風21号の影響により、屋根の修理中に軽傷を負った者1人、暴風のため、被災者所有の鉄塔が屋根に倒れたことによる住家の半壊1棟、住家の一部損壊1棟、大雨の影響による床下浸水1棟の被害が生じた。

(31) 平成15年8月（台風10号）

8月9日台風10号の接近による強風により、作業中の女性が転倒し重傷を負う被害が発生した。

(32) 平成16年10月（台風22号と秋雨前線による大雨）

10月9日の未明から10日にかけて、台風22号の接近と秋雨前線により強風を伴った大雨があり、総雨量217ミリメートル、時間最大雨量31.5ミリメートル（9日0時～1時）を記録した。このため、強風により転倒した重傷者1人、住家の一部損壊9棟、床上浸水1棟の被害が生じ、6地区11世帯33人が自主避難をした。

(33) 平成18年10月（高潮）

10月7日から8日にかけて、富津、西川、大堀地区において高潮の影響で海水が排水路を遡上し冠水、床下浸水3棟、道路の冠水3か所の被害が発生した。

(34) 平成18年12月（大雨、暴風）

12月26日から27日にかけて、強風を伴った大雨があり、総雨量221ミリメートルを記録した。このため、床上浸水1棟、床下浸水3棟の被害が生じ、1世帯3人が自主避難をした。

(35) 平成19年9月（台風9号）

9月6日から7日にかけて、強風を伴った大雨があり、総雨量144ミリメートルを記録した。このため、自主避難所を7か所開設し10人が避難をした。

(36) 平成23年9月（台風15号）

非常に強い勢力の台風15号が日本列島を北上した影響により、本市では住家一部損壊が5棟、道路被害・冠水各1か所の被害が発生、最大雨量208ミリメートルを記録し、自主避難所を5か所開設し25人が避難した。

(37) 平成24年9月（台風17号）

9月30日の夜遅くにかけて関東甲信地方を通過した台風17号の影響により、住家一部損壊1棟、漁業被害3件、防災行政無線子局スピーカ1個に被害が発生し、自主避難所5か所を開設して27人が避難した。

(38) 平成25年10月（台風26号）

10月16日未明から本市に接近した台風26号により、連続雨量441ミリメートル、時間最大雨量64ミリメートル、最大風速20メートルを記録した。このため、床上浸水20棟、床下浸水43棟、住家一部損壊34棟をはじめ、市内各所において道路の決壊、がけ崩れ、水産業関連施設、農業用施設等に大きな被害をもたらした。

なお、湊川流域、白狐川流域及び土砂災害警戒地域に対し避難勧告を行い、公設の避難所10か所を開設して138人が避難した。

(39) 平成29年10月（台風21号）

10月22日未明から朝にかけて本州を通過した台風21号の影響により強風を伴った大雨があり、住家全壊1棟、道路等の倒木・土砂災害13件、停電最大2,500軒、断水92戸の被害が発生したほか、高潮による被害として、金谷地区などで床上浸水3棟、床下浸水2棟、大型商業施設の損壊、数隻の漁船が転覆・打ち揚げられるなど大きな被害が発生した。

(40) 令和元年9月（令和元年房総半島台風）

9月9日未明から朝にかけて台風15号の影響により強風を伴った大雨があり、最大時間雨量73ミリメートル（2時40分～3時40分）を記録した。このため、重傷者1人、軽傷者1人、道路・河川等の倒木・土砂災害が172件、道路通行止め箇所が90路線（国道・県道・市道）、ライフラインの被害として停電最大26,200軒（最長17日間）、断水最大2,000戸（最長11日間）、農業施設や農産施設、農地、林道、漁船等市内全域にわたり大きな被害が生じた。

なお、自主避難所を8か所開設し、市内全域の土砂災害警戒区域に対し避難勧告を発令した。

(41) 令和元年10月（令和元年東日本台風）

10月12日の朝と昼過ぎに台風19号の影響により大雨のピークがあり、倒木・土砂災害28件など台風15号の被害をさらに拡大させるものとなり、停電最大5,500軒（最長5日間）、断水最大115戸（最長4日間）の被害が生じた。

なお、市内全域に避難勧告を発令し、公設の避難所16か所を開設して1,658人が避難した。また、地域において自主的に避難所6箇所を開設した。

台風15号及び19号を合わせた住家被害は、全壊48棟、半壊230棟（うち床上浸水2棟）、一部損壊3,586棟（うち床上浸水1棟、床下浸水1棟）、非住家被害は、全壊2件、半壊3件、一部損壊16件となっている（※令和2年10月時点）。

(42) 令和元年10月（大雨）

10月25日明け方から夕方にかけて、台風21号に伴う大雨があり、総雨量183ミリメートル、最大時間雨量38ミリメートル（15時～16時）を記録した。このため、床下浸水1棟、倒木・土砂災害20件の被害が生じた。

(43) 令和3年11月（突風）

11月9日の午後2時ごろ、大雨警報発令中の富津地区に最大風速推定35mの突風（竜巻の可能性が高い）が発生し、その影響により、住家40件、非住家20件、その他11件の被害が発生した。

第7節 災害危険箇所

1 浸水想定区域

(1) 河川の洪水浸水想定区域

水位周知河川である小糸川と湊川では、浸水想定区域が指定されている。

小糸川の浸水想定区域は、指定時点の小糸川及びその支川の河道、洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（小糸川流域の24時間総雨量660.4mm）に伴う洪水により、小糸川及びその支川が氾濫した場合の想定で、二間塚の一部で最大で3.0～5.0m未満浸水すると予想されている。

湊川の浸水想定区域は、東郷橋より下流の広い範囲で想定されており、指定時点の湊川及びその支川の河道、洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（湊川流域の24時間総雨量667.1mm）に伴う洪水により、小糸川及びその支川が氾濫した場合の想定で、湊川沿いの低地が最大で5.0～10.0m未満浸水すると予想されている。

また、令和3年7月に改正された水防法に基づき、令和4年3月に小規模河川（岩瀬川、小久保川、染川、北上川、白狐川、金谷川）においても浸水想定区域が指定され、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により氾濫した場合に一部の川沿いの地域で、白狐川では最大で0.5～3.0m、小久保川、北上川、金谷川では最大で3.0～5.0m、岩瀬川、染川では最大で5.0～10.0m未満浸水すると予想されている。

(2) 高潮浸水想定区域

令和3年7月の水防法改正により、令和4年6月に東京湾沿岸の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域が指定された。高潮による被害としては、市内沿岸部のほか市街地においても1.0m～3.0m未満の浸水が予想されている。

2 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域

市内には、砂防事業の基礎調査で把握されている土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所）が730か所分布する。

急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れ）は653か所で、市域東部から南部にかけての山間部に広く分布するほか、染川以南の海岸沿いにも多く分布する。

土石流危険渓流は72か所で、急傾斜地崩壊危険箇所と同様に分布しており、市域東部から南部にかけての山間部と、染川以南の海岸沿いに多い。

地すべり危険箇所は5か所で、東京湾沿い1か所、その他は鴨川市と鋸南町との市境付近に分布する。

その他、これらの危険箇所を基礎資料として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域の指定に係る調査が進められており、急傾斜地の崩壊、土石流について743か所が土砂災害警戒区域（うち702か所に土砂災害特別警戒区域がある。）に指定されている。

3 山地災害危険地区

治山事業の基礎調査で把握されている山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区（がけ崩れ）が113か所、崩壊土砂流出危険地区（土石流）が25か所、地すべり危険地区が9か所、それぞれ把握されている。

山腹崩壊危険地区は平地を除く市内のほぼ全域、崩壊土砂流出危険地区は市域東部から南部にかけての山間地に広く分布し、地すべり危険地区は鋸南町との市境付近の山中地区に集中して分布する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

項目	実施担当
1 防災教育の推進	総務部、教育部
2 災害教訓の伝承	総務部
3 防災広報の充実	全庁
4 自主防災組織等の育成・強化	総務部、消防本部、建設経済部
5 文化財の災害予防	教育部
6 防災訓練の充実	全庁、（防災関係機関）
7 ボランティア意識の啓発等	総務部、市民部、（社会福祉協議会）

風水害等による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、風水害等についての正しい知識を持ち、災害時に沉着に行動できる力を日頃から身に付けることが最も必要なことである。

このため、防災アセスメント等の実施を推進して災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等を基に可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及・啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織及び各事業所における防災対策の充実を図る。

さらに、これらの組織が災害時において円滑かつ的確に活動できるよう、平常時から実践的な防災訓練を実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者への広報に十分配慮するとともに、分かりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育の推進（総務部、教育部）

地震・津波編 第2章 第1節「1 防災教育の推進」に準ずる。

2 災害教訓の伝承（総務部）

地震・津波編 第2章 第1節「2 災害教訓の伝承」に準ずる。

3 防災広報の充実（全庁）

市は、平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、あらゆる広報媒体や消防防災センター施設を活用し、防災意識の普及に努める。

なお、防災知識の普及に当たっては、市民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

(1) 広報内容

ア 災害時の心得

- (7) **避難指示等**の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明

- (イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (ウ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (エ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (オ) 避難予定場所と経路等
- (カ) 被災世帯の心得ておくべき事項

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、ハザードマップの作成・更新を促進する。また、水防活動や避難行動の参考情報として市内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努める。

エ 富津市地域防災計画の概要

本計画を修正したときに、その概要について行う。

(2) 広報媒体等

防災機関名	媒体	対象	内容
市	広報紙 出前講座 広報車 ビデオ・DVD 授業・行事等 ホームページ パンフレット SNS	市民 区（自治会） 自主防災組織 児童生徒・幼児 市職員 ボランティア	風水害に関する一般知識 各防災機関の災害対策 出火防止及び初期消火の心得 ハザードマップ（洪水・土砂災害） 避難所、避難路、避難地 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等の非常持出品の準備 学校施設等の防災対策 災害危険箇所 自主防災活動の実施 防災訓練の実施 発生した災害の情報及び市の対応 富津市地域防災計画の概要 他
消防本部	広報紙 出前講座 パンフレット	市民 事業所 区（自治会） 自主防災組織	風水害に関する一般知識 出火防止及び初期消火の心得 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等の非常持出品の準備 各防災機関の震災対策 救助救護の方法 応急手当普及啓発活動 他

(3) 報道機関との協力

防災に関する報道をするため、報道機関から資料提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

また、災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対して協力を依頼する。

4 自主防災組織等の育成・強化（総務部、消防本部、建設経済部）

地震・津波編 第2章 第1節「4 自主防災組織の育成・強化」に準ずる。

5 文化財の災害予防（教育部）

地震・津波編 第2章 第1節「5 文化財の災害予防」に準ずる。

6 防災訓練の充実（全庁）

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、市及び防災関係機関は、防災関係機関相互及び自主防災組織や市民との協力体制の確立に重点を置く総合訓練をはじめ各個別訓練を次のとおり実施する。

(1) 水防訓練

梅雨期及び台風時の出水に備え、水防活動を迅速、適確に遂行するため本市防災組織を動員し、又は関係機関の協力により訓練を次のとおり実施する。

- ア 水防工法
- イ 避難誘導
- ウ 関係職員の動員
- エ 気象の観測
- オ 水防資材の輸送
- カ 通信情報連絡
- キ 広報
- ク 救出、救護

(2) 消防活動訓練

消防機関の機能を十分に発揮し、市民の生命、身体、財産を保護するため、次により消防活動の訓練を実施する。

ア 操法訓練（消防署、消防団）

各任務分担の業務に習熟し、火災防ぎょが円滑かつ確実に行われるよう実施する。

イ 機関運用、放水訓練（消防署、消防団）

車両の運転について交通輻輳地等の安全・確実・迅速を主眼として実施し、また消防ポンプの取扱、構造の熟知について放水訓練する。

ウ 救助訓練（消防署）

火災その他の災害で、人命救助を目的とした想定により随時実施する。

エ 消防訓練（消防署）

学校、病院、工場、事業所、大型商業施設等において、訓練指導要請又は必要に応じて出向して実施するもので、民間協力の普及と防火知識の向上に資する。

オ 水難救助訓練（消防署）

毎年6～7月に潜水訓練を実施するとともに、消防隊等と連携訓練を実施し、水難救助体制を構築する。

カ 非常招集訓練（消防署、消防団）

災害時に消防隊の迅速な警備体制を整えるため、非常招集を発令し、通信伝達、参集時間について訓練を実施する。

消防団については、消防団の事業計画に基づき実施する。

キ 火災防ぎょ訓練（消防署、消防団）

建物火災をはじめ各種火災に対応するため、毎月目標を定め年間を通して実施する。

(3) 避難等救助訓練

関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と合わせ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、鉄道、社会福祉施設、事業所等にあつては、避難者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、地域住民の早めの積極的な避難を促進するため、全国的に実施されている土砂災害防止月間等において、土砂災害警戒区域を重点とし、次の事項に留意して土砂災害に備えたより実践的な訓練を実施する。この際、地域の自主防災組織や市民等の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

ア 避難指示等の早期判断（県等からの情報提供・助言を含む。）及び情報の受伝達

イ 天候や時間帯などの状況に応じた市民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）

ウ 避難誘導體制及び救助体制の整備

(4) 総合防災訓練

災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ、市及び関係機関が合同で総合防災訓練を実施する。

7 ボランティア意識の啓発等（総務部、市民部）

地震・津波編 第2章 第1節「7 ボランティア意識の啓発等」に準ずる。

第2節 水害予防対策

項目	実施担当
1 治水対策	建設経済部、（君津富津広域下水道組合）
2 浸水予想区域の調査及び周知	建設経済部
3 森林の保全	
4 道路、橋りょう対策	
5 農林業関係対策	
6 高潮対策	総務部、建設経済部、消防本部、（銚子地方気象台）
7 気象、河川水位、潮位等の情報取得	総務部、建設経済部、消防本部、（君津土木事務所、銚子地方気象台）

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、市民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し、水害対策の推進を図るとともに、高潮対策を推進する。

1 治水対策（建設経済部）

本市の主な河川は次のとおりであり、2級河川については県が管理し、逐次改修を行っている。

また、市が管理する準用河川についても、河川改修事業等による整備を進めている。

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展等に起因する水害の発生が全国的に発生しており、最近は、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。

これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや、主として都市下水等の内水排除施設の能力不足に起因しており、市は、引き続き治水安全度を高めるため、次のとおり、施策の推進を図る。

◆本市の主な河川

① 2級河川	小糸川、小久保川、岩瀬川、染川、湊川、白狐川、金谷川、北上川、相川、（県管理） 不入斗川、志駒川、高宕川
② 準用河川	小久保川、宝来川、古船川、笹毛川、恩田川、木村川、埋田川、世入川、（市管理） 百目木川、宮脇川、夕田川
③ 県の災害防止区域に係る緊急災害対策要綱における水害危険区域	
a	染川（富津市八幡～富津市佐貫）
b	湊川（富津市湊）

(1) 河川の整備

降雨による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、市内河川の掘削、護岸等改修工事の整備を推進するとともに、2級河川については県に対し、引き続き整備を図っていくよう要請する。

(2) 雨水排除対策の推進

ア 下水道整備事業

市街地の浸水防除対策を図るため、公共下水道事業を行う。

イ 雨水排水の流出抑制

宅地開発による雨水の流出量の増加に対処するため、「富津市宅地開発事業指導要綱」及び「富津市宅地開発事業施設整備基準」に基づき、排水施設の整備のほか、調整池、貯留浸透施設等の設置について県と連携して対策を推進する。

2 浸水予想区域の調査及び周知（建設経済部）

(1) 浸水予想区域の把握

市は、河川周辺区域での外水及び内水氾濫や海岸近くにおける高潮の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、洪水ハザードマップの見直し等に活用する。

また、市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある場合は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条の2の規定による雨水出水浸水想定区域の指定を行う。

◆降雨により床上、床下浸水の被害が予想される区域

地区別	発生原因	区 域
富津地区	河川によるもの	【小糸川流域】 大堀、青木、二間塚、上飯野、下飯野
大佐和地区	河川によるもの	【岩瀬川流域】 岩瀬、西大和田、絹、中、八田沼 【小久保川流域】 小久保 【染川及び北上川流域】 八幡、亀田、花香谷、亀沢、宝竜寺、佐貫、鶴岡
天羽地区	河川によるもの	【湊川流域】 湊、売津、相川、花輪、数馬、更和、望井、台原、六野、大森、関尻、上後 【白狐川流域】 竹岡 【金谷川流域】 金谷

(2) 浸水予想区域の周知

市は、市民に水害の危険性を正しく認識してもらうため、洪水ハザードマップや広報紙等により、浸水予想区域や避難所等の周知に努める。

なお、洪水ハザードマップの見直しを行う際には水防法の規定を踏まえ、想定最大規模の降雨等に対する避難体制の検討、過去の浸水実績等の水害リスクや早期の立ち退き避難が必要な区域の明示などに努める。

(3) 水位周知河川の対策

市は、水防法で指定された水位周知河川（県管理の湊川、小糸川の区間）の浸水想定区域について、同法に基づいて作成した洪水ハザードマップの普及、円滑な避難体制の確保に向けた利活用を推進する。

また、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に次の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地を本計画の資料に定め、洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、施設の管理者・所有者に必要な対策の実施を促進する。

施設の種類	施設管理者の必要な対策
<p>地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（「地下街等」という。）で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p>	<p>地下街等の所有者・管理者は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止に必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成し、市長への報告及び公表を行う。</p> <p>また、当該計画に基づく訓練を実施するとともに、円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止に必要な自衛水防組織を設置し、市長に報告する。</p>
<p>要配慮者が利用する施設で、洪水時等に円滑かつ迅速に利用者を避難させる必要があると認められるもの</p>	<p>施設の所有者・管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成し、当該計画に基づく訓練を実施するとともに、円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努める。</p> <p>また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を市長に報告する。</p>
<p>大規模な工場等で、市の条例*で定める用途及び規模に該当し、洪水時等の浸水防止を図る必要があると認められるもの（ただし、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合に限る。）</p> <p>*水防法施行規則の基準（延べ面積が1㎡以上の大規模な工場、作業場又は倉庫）を参考に、必要に応じて今後制定する。</p>	<p>大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止に必要な訓練等に関する計画の作成、当該計画による浸水防止訓練、必要な自衛水防組織の設置に努める。</p> <p>また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を市長に報告する。</p>

3 森林の保全（建設経済部）

市は、山地に起因する災害から市民の生命・財産を保護するため、水源のかん養のほか土砂災害流出防止等の機能を高められるよう森林の保全に努める。

4 道路、橋りょう対策（建設経済部）

市は、風水害等による災害の予防に万全を期するため、パトロールを強化し、道路施設の点検・修繕を実施することにより、常に維持補修に努める。

(1) 道路面の流水防止

側溝を清掃し、水切りを良くし、横断勾配の整正等路側を整備し、特に山間部の流水に重点を置く。

(2) 山側掘削整備

法面の土砂崩れ等が起こらないように注意し、切取法面の浮石等、落石のおそれのあるもの、又は覆いかぶさっている樹木類は除去する。

(3) 橋りょうの保全

橋脚の塵芥排除及び補修、橋台、石積の洗掘箇所の補強（根固工）を講じる。

(4) 下水溝等の維持補修

側溝、暗渠等の流木及び塵芥等の滞留を防止するとともに、呑口を閉塞しないよう清掃し、又は山間部よりの流出土砂の堆積したものを除去する等、常に機能の正常化に努める。

(5) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定により通行の禁止又は制限を行う。

5 農林業関係対策（建設経済部）

市は、台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から農林業関係の被害の軽減を図るため、次のとおり必要な事業及び対策を推進する。

(1) 農作物

ア 農業用施設等の管理指導を行う。

イ 倒伏、冠水等に関する対策並びに防除用農薬等の備蓄及び器具の整備を推進する。

(2) 農業用施設

農地、老朽化した農業用施設（ため池、頭首工、水路、農道）の整備、補強を図る。

また、市が作成するため池ハザードマップを周辺住民等に普及し、氾濫への警戒、避難を啓発する。

(3) 畜産

ア 飼料の備蓄に関し、農家及び取扱団体等に対する指導を行う。

イ 防疫用資材、緊急医薬品及び器具の整備を推進する。

(4) 林業

ア 地すべり危険地域の防止対策を講じる。

イ 保安林の造成を図る。

ウ 林道側溝、山地溪流の整備清掃を推進する。

6 高潮対策（総務部、建設経済部、消防本部）

市は、高潮による災害を予防するため、次のとおり必要な事業及び対策を推進する。

(1) 港湾施設等の改修及び海岸保全事業

港湾施設等の改修及び海岸保全事業については県が逐次管理しているが、今後も逐次改修工事を行うよう要請するなど、引き続き適正な管理を推進する。

なお、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に規定する海岸保全区域は資料4-1のとおりである。

(2) 高潮による被害が予想される区域

高潮については、「東京湾海岸保全基本計画〔千葉県区間〕」の数値を基に、被害の予想される区域の設定に努める。

なお、県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとることとしており、高潮浸水想定区域の指定があったときは、本計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。

7 気象、河川水位、潮位流量等の情報取得（総務部、建設経済部、消防本部）

市は、気象、河川流量、風向、風速、気圧及び潮位等の情報を取得するとともに、銚子地方気象台と密接な連絡をとり、水害予防に備えるものとする。

また、河川の水位、潮位の状況について、その情報を早期に知ることができるよう、水位計の増設を要請するとともに、市での設置を検討し、水害予防に備えるものとする。

第3節 土砂災害予防対策

項目	実施担当
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	総務部、建設経済部、（県土整備部、君津土木事務所）
2 各種保全事業、孤立集落対策の推進	
3 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	総務部、建設経済部、消防本部、消防団、（警察署）
4 ため池等災害対策	建設経済部

土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）、砂防法（明治30年法律第29号）及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）等に基づき土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、土砂災害危険箇所等を調査把握して、災害予防のために必要な事業及び対策を実施するとともに、警戒避難体制等の整備を行う。

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（総務部、建設経済部）

(1) 危険箇所の調査・把握

地震・津波編 第2章 第5節 1 「(1) 危険箇所の調査・把握」に準ずる。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

地震・津波編 第2章 第5節 1 「(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備」に準ずる。

(3) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

市は、土砂災害を被るおそれのある場所、避難場所及び情報伝達体制等を掲載した土砂災害ハザードマップ、広報紙、パンフレットの配布、ホームページへの掲載等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及を図るとともに、土砂災害警戒区域等が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の市民等に対して周知することにより、防災意識の向上を図る。

また、土砂災害特別警戒区域内の居住用建物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び千葉県建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の周知を図るとともに、がけ地近接危険住宅移転事業制度に基づき移転を促進する。

(4) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

県は、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにすることとしている。

市は、緊急調査の結果、県から自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化すると認められる旨の通知を受けたときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、市民に周知させるために必要な措置を講じる。

2 各種保全事業、孤立集落対策の推進（総務部、建設経済部）

地震・津波編 第2章 第5節 1 「(7) 各種保全事業の推進」及び「(8) 孤立集落対策の推進」に準ずる。

3 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（総務部、建設経済部、消防本部、消防団）

(1) 土砂災害に関する情報の収集

市は、平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、市民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 避難指示等の発令体制の整備

市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、大雨警報（土砂災害）の危険度分布などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、災害発生情報、**避難指示**、**高齢者等避難**を発令する。

このため、次のとおり、**避難指示等**の発令体制の整備に努める。

ア 土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに**避難指示**を発令することを基本とした具体的な**避難指示等**の発令基準を設定するとともに、警戒区域ごとの情報伝達、避難等に関する事項を「**避難指示等**の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に定め、当該警戒区域周辺の市民に周知する。

特に**高齢者等避難**は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、必要に応じて気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求める。

イ 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの市域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで**避難指示等**を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

ウ **避難指示**の発令の際には、**指定避難所**を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく**避難指示**を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。

(3) 要配慮者利用施設における土砂災害防止対策

市は、本計画において、土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める（資料2-4参照）。

名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、**避難指示等**の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

(4) 警戒避難・救護等緊急対策に関する体制の整備

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の土砂災害発生に対し、警戒避難・救護等が円滑に実施できるよう、次の措置により体制の強化を図るものとする。

ア 土砂災害危険箇所周辺地域では区（自治会）等、同一の避難行動をとるべき地域を特定するとともに、警戒活動、避難誘導、救護の方法等を明確化し、市民への周知徹底を図る。

イ 同一の避難行動をとる個々の土砂災害危険箇所について、地域の実状に応じた避難場所

及び避難路の確保、整備を図るとともに、これらの情報を網羅した土砂災害ハザードマップを作成する。

また、安全な避難所の一覧表、開設・運営体制等について事前に市民に周知するとともに、避難所開設状況等についての伝達方法等を明確化する。

ウ 災害時における指揮命令伝達体制、職員の動員配備体制並びに雨量情報、土砂災害警戒情報、市民からの前兆現象及び近隣の災害発生情報等の情報収集・伝達体制の点検整備を図る。

エ 要配慮者利用施設（資料 2-6）、在宅の要配慮者等に対する情報の収集、伝達体制の点検整備を図る。

オ 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難指示等の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行う。

4 ため池等災害対策（建設経済部）

地震・津波編 第2章 第5節 5 「(2) ため池等災害対策」に準ずる。

第4節 風害予防対策

項目	実施担当
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	総務部
2 農作物の風害予防対策	建設経済部
3 漁船等の危険防止対策	
4 街路樹等の風害予防対策	建設経済部、(東京電力パワーグリッド株式会社)
5 構築物その他の風害予防対策	建設経済部、総務部

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生するため、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物漁船等の風害を防止又は軽減し、併せて市街地における風害被害の予防対策を推進する。

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（総務部）

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。

各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から 2～3 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に

気象情報	内容
	分けて発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。
竜巻発生確度 ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す。

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める。
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない。
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

2 農作物の風害予防対策（建設経済部）

市は、台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下のとおり、農業協同組合等を通じて農業関係者に適切な指導を行い、被害の軽減を図る。

(1) 多目的防災網の設置

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する。

(2) 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する。
なお、林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

(3) 防風垣の設置

果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う。

なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶことに留意する。
また、一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とし、下葉の枯上りを防ぐため、栽植距離その他管理を行うものとする。

3 漁船等の危険防止対策（建設経済部）

市は、暴風警報等が発表されたときは、漁業協同組合を通じて漁業関係者に連絡し、危険防止を図る。

4 街路樹等の風害予防対策（建設経済部）

市は、風害を受けやすい街路樹等について、台風時期前に剪定を行い、また、支柱の取替、結束等により被害を未然に防止する。

また、東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社と締結した災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定に基づき、電力設備への被害が想定される箇所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図る。

5 構築物その他の風害予防対策（建設経済部、総務部）

(1) 強風注意報等が発表されたときに、既設の看板、広告物その他構築物等について、自主的に予防措置を講じるよう事前に設置者に指導し、被害を未然に防止する。

(2) 竜巻注意情報が発表されたときは、周囲の空の状況に注意を払い雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど安全確保に努める。

また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難をするよう指導する。

第5節 雪害予防対策

項目	実施担当
1 道路雪害防止対策	建設経済部
2 農作物等の雪害対策	建設経済部

本市は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、農作物に被害が出ることなどを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策（建設経済部）

本市においては年間積雪量が少ないため特別な施設整備事業は行わないが、市は、降雪や凍結が予想される場合には市管理道路に砂や融雪剤等を散布しスリップによる交通事故や転倒を防止する。

また、積雪の状況に応じてグレーダー、ショベル、ブルドーザー等の機械による除雪を実施し、交通の確保を図る。

2 農作物等の雪害対策（建設経済部）

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、本市においては積雪の重さによるものや長期積雪によるもの等が挙げられる。このためハウス施設の補強及び屋根の除雪による倒壊防止並びに暖房による寒害予防を図る。

また、露地物についてもできる限り、除雪及び融雪の促進に努める。

第6節 火災予防計画

項目	実施担当
1 火災の防止	消防本部
2 建築物の不燃化等の促進	建設経済部、消防本部
3 防災空間の整備・拡大	建設経済部
4 林野火災防止対策	建設経済部、消防本部
5 火災の予警報	総務部、消防本部
6 消防力の強化	消防本部、消防団

火災等による災害を未然に防止し、市民の生命、身体及び財産を守るための対策を推進する。

1 火災の防止（消防本部）

地震・津波編 第2章 第3節「1 火災の防止」に準ずる。

2 建築物の不燃化等の促進（建設経済部、消防本部）

地震・津波編 第2章 第3節「2 建築物の不燃化等の促進」に準ずる。

3 防災空間の整備・拡大（建設経済部）

地震・津波編 第2章 第3節「3 防災空間の整備・拡大」に準ずる。

4 林野火災防止対策（建設経済部、消防本部）

市は、山林地域の火災を予防するため火災防止の立看板を設置し、強風時にはパトロールを行うとともに、火入れに当たっては森林法（昭和26年法律第249号）に基づく許可を必ず受けさせ、特にハイキング等で行楽客の多くなる時期にはパンフレット等により広報活動を実施する。

5 火災の予警報（総務部、消防本部）

市は、強風注意報の発表及び火災気象通報があった場合には、必要に応じ防災行政無線、富津市安全安心メール等により広報を実施し、さらに夜間で必要と認めた場合には消防機関により夜警を実施し、火災予防に万全を期する。

強風又は異常乾燥等気象条件が悪化したときは、火災による災害を予防するため、火災警報を発して市民の警戒心を喚起するとともに、富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）第29条に基づく火の使用制限を行う。

(1) 火災気象通報の基準

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

イ 平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

(2) 火災警報の発令基準

ア 実効湿度60%以下であって、最小湿度が40%以下になり最大風速が7mを超える見込みのとき。

イ 平均風速15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

6 消防力の強化（消防本部、消防団）

地震・津波編 第2章 第3節「4 消防力の強化」に定めるところによるものとするが、消防計画の充実に当たっては、特に次の項目について推進を図る。

(1) 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。

(2) 消防施設整備計画

(3) 火災等の予警報計画

(4) 消防職員、団員招集計画

(5) 出動計画

(6) 応援部隊受入誘導計画

(7) 特殊地域の消防計画

- | | | |
|----------------------------|--------------|-----------------|
| ○ 特殊建物、施設の多い地域の計画 | | |
| ・ 密集地域の計画 | ・ 重要文化財の計画 | ・ バラック建物等の地域の計画 |
| ・ 重要建物、施設の計画 | ・ 高層建物の計画 | ・ 地下構造物及び施設の計画 |
| ・ その他 | | |
| ○ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画 | ○ 港湾等沿岸地域の計画 | |
| ○ 急傾斜地域の計画 | ○ その他 | |

(8) 異常時の消防計画

- | | | |
|----------------|----------|-----------|
| ○ 強風時の計画 | ○ 乾燥時の計画 | ○ 飛火警戒の計画 |
| ○ 断水又は減水時の水利計画 | | |

(9) その他の消防計画

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| ○ 林野火災の計画 | ○ 車両火災の計画 | ○ 船舶火災の計画 | ○ 航空機火災の計画 |
|-----------|-----------|-----------|------------|

(10) 消防訓練計画

- | | | |
|-------------------|--------------|-------------|
| ○ 機械器具操法訓練 | ○ 機関運用及び放水演習 | ○ 自動車操縦訓練 |
| ○ 非常招集訓練 | ○ 飛火警戒訓練 | ○ 通信連絡訓練 |
| ○ 破壊消防訓練 | ○ 林野火災防ぎょ訓練 | ○ 車両火災防ぎょ訓練 |
| ○ 船舶火災防ぎょ訓練 | ○ 航空機火災防ぎょ訓練 | ○ 災害応急対策訓練 |
| ○ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練 | ○ 自衛消防隊の指導 | |

(11) 火災予防計画

- | | |
|------------|----------|
| ○ 防火思想普及計画 | ○ 予防査察計画 |
|------------|----------|

第7節 帰宅困難者等対策

項 目	実施担当
1 一斉帰宅の抑制	総務部、建設経済部、教育部
2 帰宅困難者等の安全確保対策	
3 帰宅支援対策	総務部
4 関係機関と連携した取組み	

地震・津波編 第2章「第6節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

項 目	実施担当
1 要配慮者全般への対応	総務部、健康福祉部、消防本部、（君津健康福祉センター、社会福祉協議会）
2 避難行動要支援者への対応	
3 社会福祉施設等における防災対策	健康福祉部、総務部
4 外国人への対応	市民部、健康福祉部、総務部

地震・津波編 第2章「第7節 要配慮者等の安全確保のための体制整備」に準ずる。

第9節 情報連絡体制の整備

項 目	実施担当
1 県の災害通信施設	総務部、消防本部
2 富津市防災行政無線	
3 通信施設・機器の整備	
4 アマチュア無線の活用	総務部
5 非常通信体制の強化	総務部、消防本部
6 その他の伝達手段の充実・強化	全庁

地震・津波編 第2章「第8節 情報連絡体制の整備」に準ずる。

第10節 物資・物流、輸送体制の整備

項目	実施担当
1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備	総務部
2 医薬品等の確保体制の整備	健康福祉部、（君津健康福祉センター）
3 緊急輸送体制の整備	総務部、建設経済部、教育部

地震・津波編 第2章「第9節 物資・物流、輸送体制の整備」に準ずる。

第11節 防災施設、資機材等の整備

項目	実施担当
1 防災備蓄倉庫の整備	総務部
2 防災用資機材の整備	総務部、消防本部
3 防災資機材の管理	
4 水防用資機材の整備	建設経済部
5 避難施設の整備	総務部、市民部、健康福祉部、建設経済部、教育部
6 避難所開設・運営体制の整備	
7 防災拠点施設の整備	総務部、消防本部

地震・津波編 第2章「第10節 防災施設、資機材等の整備」に準ずる。

第12節 防災体制の整備

項目	実施担当
1 応急活動体制の整備	全庁
2 業務継続計画の策定等	

地震・津波編 第2章「第11節 防災体制の整備」に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

項目	実施担当
1 災害対策本部設置前の初動体制	全庁
2 富津市災害対策本部体制	
3 職員の配備体制	
4 職員の動員	
5 各部の措置等	
6 災害救助法の適用	

風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他防災関係機関の協力を得て、災害応急対策を速やかに実施する。

上記の対策を遂行するため必要がある場合は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 災害対策本部設置前の初動体制（全庁）

(1) 第1配備（情報収集体制）

気象庁が大雨・高潮・洪水・強風注意報、竜巻注意情報（確度1）を市内に発表し、市長が必要と認めたときは、防災安全課は、関係部署と連携した情報収集を行う。

(2) 第2配備（注意体制）

気象庁が大雨・高潮・洪水・大雪・暴風警報、竜巻注意情報（確度2）を市内に発表し、又は、深夜から明け方に前記の警報の発表が予想され、市長が必要と認めたときは、防災安全課及び関係課等は、次の措置を講じる。

ア 気象に関する情報の収集及び伝達

イ 被害情報の把握及び報告

(3) 第3配備（警戒体制）

ア 災害発生のおそれがあり、市長が必要と認めたときは、防災安全課及び関係課等は、情報収集体制を強化する。

イ 防災安全課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに総務部長を経由して市長に報告する。また、必要に応じ、県その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

(4) 勤務時間外の対応

夜間、休日等の勤務時間外において当直者又は警備員は、災害情報を収受した場合、速やかに防災安全課長に報告するとともに、指示に基づき関係機関等へ報告又は通報する。

2 富津市災害対策本部体制（全庁）

地震・津波編 第3章 第1節「2 富津市災害対策本部体制」に準ずる。

ただし、災害対策本部の設置基準は、下記3「(2) 災害対策本部設置後の配備」のとおりとする。

3 職員の配備体制（全庁）

風水害等の配備体制の基準は次のとおりとし、各部において、年度当初に職員の配備計画を立て所属職員に徹底しておくとともに総務部長（防災安全課）へ提出するものとする。

(1) 災害対策本部設置前の配備

配備	配備基準	配備内容	配備する課等
第1配備 (情報収集体制)	①富津市に次の注意報等が発表され、市長が必要と認めたとき。 (1)大雨注意報 (2)高潮注意報 (3)洪水注意報 (4)大雪注意報 (5)強風注意報 (6)風雪注意報 (7)竜巻注意情報（確度1）	状況に応じ、関係部署と連携し情報収集を行う。	防災安全課
	②自主避難所を開設するとき。	上記に加え、自主避難所の開設を行う。	防災安全課、秘書広報課、避難所担当職員
第2配備 (注意体制)	①富津市に次の警報等が発表され、市長が必要と認めたとき。 (1)大雨警報 (2)高潮警報 (3)洪水警報 (4)大雪警報 (5)暴風警報 (6)暴風雪警報 (7)竜巻注意情報（確度2） ②水防配備の水防注意体制をとるとき。	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害応急活動が円滑に行い得る体制とする。	防災安全課、総務課、秘書広報課、 管財契約検査課、企画課、政策推進課、建設課、農林水産課、消防総務課
	③（自主）避難所を開設するとき。	（自主）避難所を開設できる体制とし、その要員は、 各部局 であらかじめ定める。	上記に加え、避難所担当職員
第3配備 (警戒体制)	①次のいずれかに該当し、災害発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき。 (1)富津市に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (2)富津市に記録的短時間大雨情報又は顕著な大雨に関する情報が発表されたとき。 (3)湊川、小糸川に氾濫危険情報が発表されたとき、又は氾濫危険水位を超えたとき。 (4)水防配備の水防警戒体制をとるとき。 (5)局地的な浸水等の被害が発生したとき。	注意体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	庁議構成員、防災安全課、総務課、秘書広報課、 管財契約検査課、企画課、政策推進課、資産経営課、建設課、農林水産課、消防総務課、各部の連絡員
	②避難所を開設するとき。	避難所を開設できる体制とし、その要員は、 各部局 であらかじめ定める。	上記に加え、避難所担当職員

配備	配備基準	配備内容	配備する課等
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</p> <p>2 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施する。</p> <p>※本部事務局には、連絡のみ行う。</p>			

(2) 災害対策本部設置後の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第4配備	<p>①富津市に土砂災害警戒情報が発表され記録的短時間大雨情報又は顕著な大雨に関する情報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>②市域の複数箇所でも局的災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>所掌の災害応急対策活動が円滑に行い得る体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p>	<p>本部を構成するすべての部長及び班長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の1）</p>
第5配備	<p>大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>第4配備を強化して対処する体制とし、その要員は、所掌業務等を勘案してあらかじめ各部長又は班長が定める。</p>	<p>第4配備に加え、部長、又は班長が必要とする職員（おおむね3分の2）</p>
第6配備	<p>①富津市に以下の特別警報が発表されたとき。【自動配備】</p> <p>(1)大雨特別警報 (2)高潮特別警報 (3)大雪特別警報 (4)暴風特別警報 (5)暴風雪特別警報</p> <p>②市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>市の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p>	<p>全職員</p>
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 配備体制を強化する必要があると本部長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</p> <p>2 部長は、災害の様態等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。</p>			

4 職員の動員（全庁）

地震・津波編 第3章 第1節「4 職員の動員」に準ずる。

5 各部の措置等（全庁）

地震・津波編 第3章 第1節「5 各部の措置等」に準ずる。

6 災害救助法の適用（全庁）

地震・津波編 第3章 第1節「6 災害救助法の適用」に準ずる。

第2節 情報収集・伝達体制

項目	実施担当
1 通信体制	本部班、情報班、消防本部、消防団
2 気象情報等の収集・伝達	
3 被害情報の収集	全庁
4 被害状況の報告、通報	本部班、消防本部
5 災害時の広報	広報班
6 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	市民班

防災関係機関と緊密に連携し、災害に関する情報の収集・伝達体制を整え、気象予警報、災害情報及び防災指令等の収集・伝達を迅速かつ確実に実施する。

1 通信体制（本部班、情報班、消防本部、消防団）

地震・津波編 第3章 第2節「1 通信体制」に準ずる。

2 気象情報等の収集・伝達（本部班、情報班、消防本部、消防団）

市は、銚子地方気象台等が発表する気象注意報・警報等を速やかに収集し、伝達された情報を防災行政無線、富津市安全安心メール等により市民に周知徹底する。

(1) 気象注意報・警報等の発表

ア 警戒レベル

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、市民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称（君津）を用いる場合がある。

◆特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

◆特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当する。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や 決壊があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

	種 類	概 要
注 意 報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。	

◆警報・注意報発表基準一覧表

(令和5年6月8日現在)

発表官署 銚子地方気象台

富津市	府県予報区		千葉県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		君津		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	118	
	洪水		流域雨量指数基準	湊川流域=26.9, 志駒川流域=12.8, 染川流域=8.6, 岩瀬川流域=7.7, 小久保川流域=6.4, 金谷川流域=7.3	
			複合基準※	湊川流域= (8, 24.2), 染川流域= (8, 7.7), 岩瀬川流域= (8, 6.9), 金谷川流域= (8, 6.5)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
高潮	潮位	1.8m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	87		
	洪水		流域雨量指数基準	湊川流域=21.5, 志駒川流域=10.2, 染川流域=6.8, 岩瀬川流域=6.1, 小久保川流域=5.1, 金谷川流域=5.8	
			複合基準※	湊川流域= (5, 21.5), 志駒川流域= (5, 10.2), 染川流域= (8, 5.4), 岩瀬川流域= (5, 6.1), 金谷川流域= (5, 5.8)	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	13m/s	
			海上	13m/s	
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う	
			海上	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm		
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	1.3m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%			
なだれ					
低温	夏季低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合				
霜	晩霜期に最低気温 3℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

※ (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

(市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説)

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

◆警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりを、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や地域住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と銚子地方気象台が共同で発表する。

なお、これを補足する情報である「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

キ 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したりしたとき、かつ、大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の洪水災害の発生につながるような猛烈な雨(千葉県の場合は1時間に100ミリ)が降っている状況であり、実際にどこで危険度が高まっていかに「危険度分布」で確認する必要がある。

ク 火災気象通報

消防法(昭和23年法律第186号)第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、次のとおりである。

(ア) 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

(イ) 平均風速15m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

(注) 基準値は気象官署の値(ただし、銚子地方気象台は15m/s以上)

(2) 異常現象発見時における措置

ア 発見者の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

(ア) 市役所又は市職員

(イ) 消防本部、消防署又は消防職員、消防団員

(ウ) 富津警察署又は警察官

(エ) 木更津海上保安署又は海上保安官

イ 市への通報

異常現象を発見した場合、又は地域住民から通報を受けた消防職員、警察官等は、直ちに市長へ通報する。

(3) 気象注意報・警報等の受理・伝達

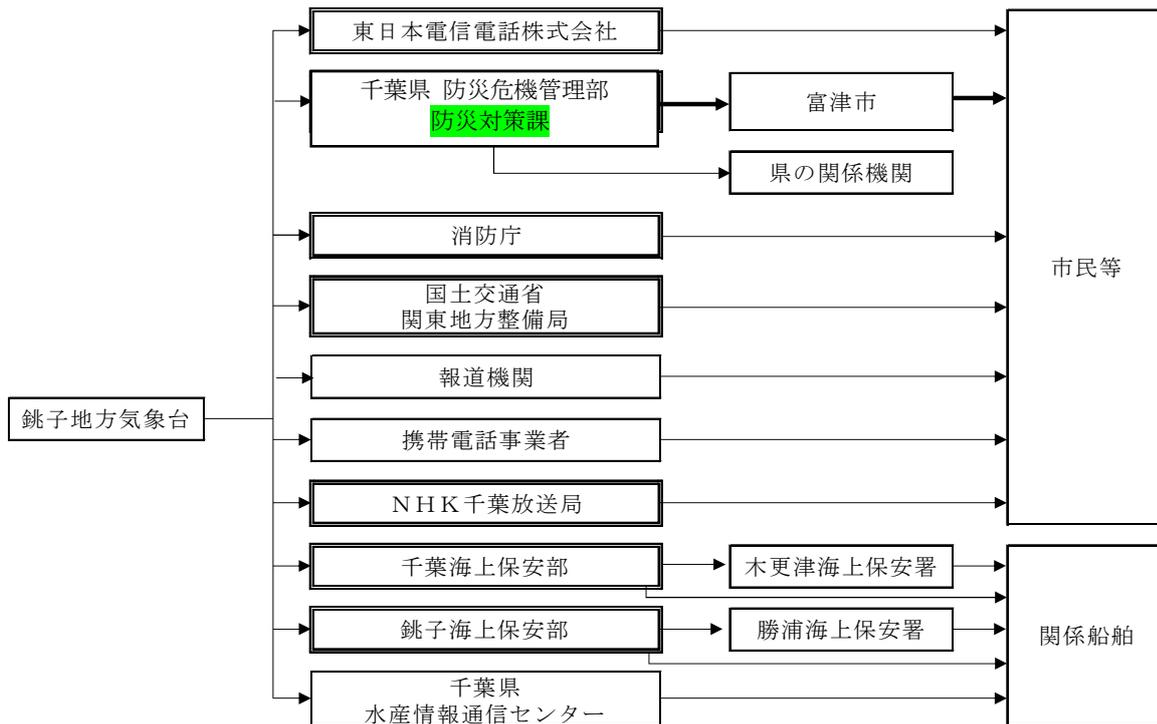
ア 各機関から市に通報される気象注意報・警報等は、勤務時間内においては総務部防災安全課、夜間・休日においては当直者又は警備員が受信する。

イ 総務部防災安全課、当直者又は警備員は、気象注意報・警報等を受信したときは速やかに総務部長に報告するとともに、総務部長からの指示に基づき関係機関等への情報伝達を行う。

ウ 総務部から各部又は関係機関への伝達は、庁内放送、電話又は文書をもって行う。
 エ 大雨、暴風、高潮等の特別警報が発表された場合は、次の通信手段等、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせ、市民に周知徹底する。

- (ア) 防災行政無線、富津市安全安心メール
- (イ) 広報車の現地派遣による巡回放送
- (ウ) サイレン又は警鐘
- (エ) テレビ又はラジオ、緊急速報メール（エリアメール）
- (オ) その他速やかに市民に周知できる方法

◆特別警報・警報・注意報等の伝達系統



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
- 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- 3 銚子地方気象台から県庁への伝達は、「**気象情報伝送処理システム（アデス）**」等により行う。
- 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT 公衆回線等で行う。

※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が市に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(4) 他の観測施設の活用

消防署天羽分署に設置されている気象観測施設の情報を積極的に活用する。

気象観測情報をちば消防共同指令センターから収集して、積極的に活用する（風速、気圧、気温、湿度、雨量）。

3 被害情報の収集（全庁）

地震・津波編 第3章 第2節「3 被害情報の収集」に準ずる。

4 被害状況の報告、通報（本部班、消防本部）

地震・津波編 第3章 第2節「4 被害状況の報告、通報」に準ずる。

5 災害時の広報（広報班）

地震・津波編 第3章 第2節「5 災害時の広報」に準ずる。

6 被災者台帳の作成及び安否情報の提供（市民班）

地震・津波編 第3章 第2節「6 被災者台帳の作成及び安否情報の提供」に準ずる。

第3節 水防計画

項目	実施担当
水防計画	全庁、消防団

水防については、水防法に基づき、「富津市水防計画」が定められており、それに応じた活動を実施する。

なお、市災害対策本部が設置された場合は、水防本部は市災害対策本部に統合される。

第4節 避難対策

項目	実施担当
1 避難の勧告又は指示等	本部班
2 避難誘導等	消防本部、消防団
3 避難所の開設・運営	管財班、市民班、福祉班、経済班、住宅班、教育班
4 在宅避難者等への対応	市民班、福祉班、経済班
5 帰宅困難者への対応	経済班、教育班

風水害等による災害に際し、市民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

避難行動要支援者の安全避難について、特に留意するものとし、高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者の安全避難及び安否確認等については、別に定める「富津市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づくものとする。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

1 避難指示等（本部班）

(1) 避難指示等の発令

災害時における市民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められる場合、次の表に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、**避難の指示**を行う。

◆ **避難指示**の発令権者及び要件

発令権者	指示 を行う要件	根拠法令
市長（本部長）	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	○災害の発生により市長（本部長）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項
知事、知事の命を受けた職員	○洪水、高潮又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官 海上保安官	○市長（本部長）が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき。 ○市長（本部長）から要求があったとき。 ○人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ、急を要するとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 海上保安庁法第18条第1項 港則法第37条第3項、 同条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要する場合で、その場に警察官、海上保安官がいないとき。	自衛隊法第94条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

(2) 市長の措置

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、**避難のための立ち退きを指示する。**

なお、**避難指示は、被害の危険が切迫している場合に発し、**市民等を立ち退かせるものであり、**避難指示を発令する場合は、**状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線放送、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）等を活用してこれを行うものとし、指示等を行ったときは知事へ報告する。

○避難対象地域	○避難先	○避難経路
○ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の理由		
○その他必要な事項		

ア **避難の指示等**

市民に対して避難の指示等を行うに当たっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、**避難指示等を**夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における**高齢者等避難の発令**に努める。

イ 安全確保措置

避難時の周囲の状況等により、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

なお、**避難指示等**が発令された場合の安全確保措置は**指定緊急避難場所等**への移動のほか、親せき、知人宅への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等によって**指定緊急避難場所等**へ移動することがかえって危険を伴うなどやむを得ないと市民自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うことや、**避難指示等**の発令と併せて**指定避難所**を開設することを、市民等に対して周知徹底しておくものとする。

ウ 必要な助言等

避難の指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

なお、知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの**指示**に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

(3) **避難指示等**の発令区分と求められる行動

市は、**避難指示等**の発令に当たり、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する市民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「**避難情報**に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入するとともに、**避難指示等**に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

◆ 避難指示等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

種類	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内等の避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することが強く望まれる。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した指定緊急避難場所等へ速やかに立ち退き避難する。 指定緊急避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」^{*1}への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」^{*2}を行う。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。（必ず発令される情報ではない） 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 近隣の安全な場所：**指定緊急避難場所等**ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

(注) 突発的な災害の場合、市町村長からの**避難指示等**の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(4) **避難指示等**の発令基準の設定

市は、**避難指示等**の発令区域、タイミング、**指定緊急避難場所等**、避難路等の市民の避難誘導等の警戒避難体制を、あらかじめ「**避難指示等**の判断・伝達マニュアル」等で計画するものとし、その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な**避難指示等**の発令基準を策定する。

◆避難指示等の発令基準【洪水等】

種類	基準	対象区域
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>○いずれか1つに該当するとき。</p> <p>1 湊川又は小糸川（富久橋）の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがあるとき。</p> <p>①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③上流地域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2 軽微な漏水・侵食等が発見されたとき。</p> <p>3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。</p> <p>4 その他、市長（本部長）が必要と認めるとき。</p>	<p>洪水浸水想定区域</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>○いずれか1つに該当するとき。</p> <p>1 湊川又は小糸川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当）に到達し、なお急激な水位上昇のおそれがあるとき。</p> <p>2 洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現したとき。</p> <p>3 異常な漏水・侵食等が発見されたとき。</p> <p>4 湊川又は小糸川の水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高いとき（越水・溢水のおそれのある場合）。</p> <p>5 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。</p> <p>6 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき。</p> <p>7 その他、市長（本部長）が必要と認めるとき。</p>	<p>洪水浸水想定区域（5については、発令対象区域を限定する。）</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>○いずれか1つに該当するとき。</p> <p>1 洪水警報の危険度分布で「災害切迫」（黒）が出現したとき。</p> <p>2 大雨特別警報（浸水害）（警戒レベル5相当情報【洪水】）が発表されたとき。</p> <p>3 決壊や越水・溢水が発生したとき（消防団等からの報告により把握できた場合）。</p>	<p>洪水浸水想定区域</p>

◆ 避難指示等の発令基準【高潮】

種類	基準	対象区域
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>○いずれか1つに該当するとき。 1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれるとき。 3 その他、市長（本部長）が必要と認めるとき。</p>	<p>富津市防災ハザードマップの高潮浸水想定区域</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>○いずれか1つに該当するとき。 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表されたとき。 2 高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 4 水門、陸こう等の異常が確認されたとき。 5 その他、市長（本部長）が必要と認めるとき。</p>	<p>富津市防災ハザードマップの高潮浸水想定区域</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>○いずれか1つに該当するとき。 1 海岸堤防等が倒壊したとき。 2 異常な越波・越流が発生したとき。</p>	<p>富津市防災ハザードマップの高潮浸水想定区域</p>

◆ 避難指示等の発令基準【土砂災害】

種類	基準	対象区域
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>○いずれか1つに該当するとき。</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の基準に到達（赤色）」するとき（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）。</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。</p> <p>3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）。</p>	<p>1： 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の基準に到達」した区域（「警戒」（赤））</p> <p>2・3： 孤立が想定される区域</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>○いずれか1つに該当するとき。</p> <p>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表されたとき。</p> <p>2 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（紫色）」するとき。（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）</p> <p>3 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。</p> <p>4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき。</p>	<p>1・2： 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」及びそれに隣接する「実況又は予想で大雨警報の基準に到達」する区域（「非常に危険」（紫））及びそれに隣接する「警戒」（赤）</p> <p>3： 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>○いずれか1つに該当するとき。</p> <p>1 大雨特別警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況で大雨特別警報の基準に到達（黒色）」したとき（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）。</p> <p>2 土砂災害が発生したとき。</p>	<p>1： 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況で大雨特別警報の基準に到達」した区域（「災害切迫」（黒））</p> <p>2： 当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）</p>

(5) 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、災害対策基本法第63条の規定に基づき、警戒区域を設定して当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

(6) 避難の措置と周知

市は、**避難指示等**を発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 市民等への周知

防災行政無線や広報車、富津市安全安心メール、緊急速報メール（エリアメール）等、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせる。また、報道機関や自主防災組織の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。

イ 県に対する報告

避難指示等を発令、又は解除したときは、直ちにその旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用いて県に報告する。

あわせて、関係する防災機関に対し、その旨を直ちに通知する。

ウ 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

2 避難誘導等（消防本部、消防団）

地震・津波編 第3章 第3節「2 避難誘導等」に準ずる。

3 避難所の開設・運営（管財班、市民班、福祉班、経済班、住宅班、教育班）

地震・津波編 第3章 第3節「3 避難所の開設・運営」に準ずる。

4 在宅避難者等への対応（市民班、福祉班、経済班）

地震・津波編 第3章 第3節「4 在宅避難者等への対応」に準ずる。

5 帰宅困難者への対応（経済班、教育班）

地震・津波編 第3章 第3節「5 帰宅困難者への対応」に準ずる。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

項 目	実施担当
1 要配慮者の避難支援	福祉班、市民班、医療班、住宅班、 (君津健康福祉センター、社会福祉協議会)
2 要配慮者への対応	
3 社会福祉施設入所者等の支援	
4 応急保育	福祉班、医療班、(君津健康福祉センター)

地震・津波編 第3章「第5節 要配慮者等の安全確保対策」に準ずる。

第6節 消防・救急救助・医療救護活動

項目	実施担当
1 消防活動	消防本部、消防団、（海上保安署）
2 水防活動	土木班、経済班、消防本部、消防団、（君津土木事務所、中部林業事務所）
3 土砂災害等の警戒	
4 救急救助活動	消防本部、消防団
5 危険物施設等の対策	消防本部、教育班、（君津地域振興事務所、君津健康福祉センター、南房総教育事務所、関東東北産業保安監督部）
6 医療救護活動	医療班、消防本部、（君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会）

地震・津波編 第3章「第6節 消防・救急救助・医療救護活動」に準ずる。

第7節 災害警備・交通の確保対策

項目	実施担当
1 千葉県警察災害警備計画等	(警察署)
2 海上保安部(署)非常配備等計画	(海上保安署)
3 道路交通施設の応急復旧	土木班、経済班、消防本部、(君津土木事務所、千葉国道事務所、警察署、富津市建設関連5団体連合会、東京電力パワーグリッド株式会社)
4 交通規制等	土木班、(君津土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道株式会社、警察署、海上保安署)

災害発生時に災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための計画である。

1 千葉県警察災害警備計画等

(1) 災害警備の基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、他の防災関係機関と連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、交通規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

(2) 警備体制の発令

警察本部長は、気象状況その他の情勢を判断して、次により必要な警備体制を発令する。
 なお、警察署長は、管内の実状に応じて、本部長の発令前に必要な体制をとることができる。

ア 準備体制

災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合

イ 警戒体制

管内に暴風、暴風雪、大雨、高潮、波浪、津波、洪水等の警報が発表され、洪水、高潮、津波、山くずれ等による被害の発生が予想される場合

ウ 発災体制

災害が発生した場合又は発生しようとしている場合

(3) 災害警備本部等の設置

警備体制を発令した場合は、次により災害警備本部等を設置して指揮体制を確立する。
 なお、警察署長は、必要により現地総合対策本部を設置する。

また、富津警察署の庁舎が機能不全となった場合は、大規模災害時における富津市消防防災センターの利用に関する協定に基づき、臨時警備本部を消防防災センター内等状況に応じて設置する。

警備体制	指揮体制
準備体制	県警察災害警備連絡室 (室長～警備課長)
	警察署災害警備連絡室 (室長～警察署長)
	県警察災害警備対策室 (室長～警備部長又は警備課長)
	警察署災害警備対策室 (室長～警察署長)
警戒体制 発災体制	県警察災害警備対策室 (室長～警備部長又は警備課長)
	警察署災害警備対策室 (室長～警察署長)
	県警察災害警備本部 (本部長～警察本部長又は警備部長)
	警察署災害警備本部 (本部長～警察署長)

(4) 警備活動要領

- ア 要員の招集及び参集
- イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- ウ 装備資機材の運用
- エ 通信の確保
- オ 救出及び救護
- カ 避難誘導及び避難地区の警戒
- キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置
- ク 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ケ 報道発表
- コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- サ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

(5) 警備体制の解除

警備体制を解除したときは、次の措置を行う。

- ア 被害状況等のとりまとめ
- イ その他必要な事項

(6) 警察署等への通報

災害時に不法事案等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、110番又は交番等に通報する。

なお、市内の警察署、交番、駐在所は次のとおりである。

名 称	電 話	所 在 地
富津警察署	0439-66-0110	海良 121-1
新井交番	0439-87-7373	新井 701-2
青堀駅前交番	0439-87-7376	大堀 2-1-1
大佐和駐在所	0439-65-0054	岩瀬 994
金谷駐在所	0439-69-2711	金谷 2204
竹岡駐在所	0439-67-8431	竹岡 403
環駐在所	0439-68-0035	上後 304-2
関豊駐在所	0439-68-1577	豊岡 1355-1
佐貫駐在所	0439-66-0343	鶴岡 1043-9
小久保駐在所	0439-65-1271	小久保 2031-1
吉野駐在所	0439-65-2534	絹 220-2

2 海上保安部（署）非常配備等計画

(1) 大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁の非常配備規則に基づき、緊急非常事態を次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

(2) 警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに、緊急に事前の措置を実施し、これに備える体制を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

(3) 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きいものの発生が予想されるときは、非常配備乙を発令して、緊急に事前の態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

(4) 警備要領

ア 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む。）の救助作業は、所属巡視船艇又は他の海上保安部（署）からの応援派遣船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。

イ 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安本部との海上における災害派遣に関する地方協定による。

3 道路交通施設の応急復旧（土木班、経済班、消防本部）

地震・津波編 第3章 第7節「2 道路交通施設の応急復旧」に準ずる。

なお、台風・大雨時においては、道路管理者及び警察署と連携し、災害の警戒段階からそれぞれが所管する道路又は地域における道路の巡視・点検情報、被災情報、通行の禁止又は制限に関する情報等を共有するものとする。

また、避難指示等が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市災害対策本部に速やかに伝達するものとする。

4 交通規制等（土木班）

地震・津波編 第3章 第7節「3 交通規制等」に準ずる。

第8節 緊急輸送・燃料確保計画

項目	実施担当
1 輸送の方法	管財班
2 車両・燃料の確保	
3 鉄道による輸送	管財班、（東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）
4 船舶舟艇による輸送	管財班、（海上保安署、関東運輸局）
5 空中輸送	本部班、消防本部、教育班、（自衛隊）
6 人力による輸送	全庁
7 緊急輸送ネットワーク	土木班

地震・津波編 第3章「第8節 緊急輸送・燃料確保対策」に準ずる。

第9節 救援物資供給活動

項 目	実施担当
1 応急給水	(かずさ水道広域連合企業団)、全庁
2 食料の供給	経済班
3 衣料、生活必需物資等の供給	
4 救援物資の募集・受入	教育班、管財班
5 物資集積拠点の開設	

地震・津波編 第3章「第9節 救援物資供給活動」に準ずる。

第10節 広域応援の要請及び協力体制の構築

項目	実施担当
1 行政機関の相互応援等	本部班
2 消防機関相互の応援	消防本部
3 上下水道事業体間の相互応援	(かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合)
4 広域一時滞在の要請・受入れ	本部班
5 民間団体等への応援要請	全庁
6 労務者の雇上げ	
7 海外からの支援の受入れ	本部班

地震・津波編 第3章「第10節 広域応援の要請及び協力体制の構築」に準ずる。

第11節 自衛隊への災害派遣要請

項 目	実施担当
1 災害派遣要請の範囲	本部班
2 派遣要請依頼の要領	
3 災害派遣部隊の受入体制	
4 災害派遣部隊の撤収要請依頼	
5 災害派遣被要請部隊	
6 経費負担区分	

地震・津波編 第3章「第11節 自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

第12節 学校等の安全対策・文化財の保護

項目	実施担当
1 災害発生前及び発生直後の措置	教育班、（南房総教育事務所）
2 文教施設の応急対策	
3 応急教育	
4 教材、学用品の調達及び支給	
5 就学援助措置	
6 学校給食の措置	
7 文化財の応急対策	

地震・津波編 第3章「第12節 学校等の安全対策・文化財の保護」に準ずる。

第13節 保健衛生、防疫、遺体の搜索・処理等対策

項目	実施担当
1 保健活動	医療班、（君津健康福祉センター）
2 飲料水の安全確保	環境班、（君津健康福祉センター、かずさ水道広域連合企業団）
3 防疫	医療班、環境班、消防本部、（君津健康福祉センター）
4 遺体の搜索・処理等	消防本部、消防団、本部班、環境班、（警察署）
5 動物対策	環境班

地震・津波編 第3章「第13節 保健衛生、防疫、遺体の搜索・処理等対策」に準ずる。

第14節 清掃及び障害物の除去

項 目	実施担当
1 災害廃棄物の処理	環境班
2 仮設トイレの確保等	本部班、環境班
3 道路・交通関係障害物の除去	土木班、（君津土木事務所、木更津港湾事務所、千葉国道事務所、東日本高速道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社）
4 河川・海岸関係障害物の除去	
5 住宅関連障害物の除去	住宅班
6 環境汚染の防止対策	環境班

地震・津波編 第3章「第14節 清掃及び障害物の除去」に準ずる。

第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

項 目	実施担当
1 被災宅地の危険度判定	住宅班
2 被害家屋調査・罹災証明の発行	調査班
3 被災した住宅の応急修理	住宅班
4 応急仮設住宅の供与等	

地震・津波編 第3章「第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理」に準ずる。

第16節 ライフライン施設等災害応急計画

項目	実施担当
1 上水道施設応急対策計画	(かずさ水道広域連合企業団)
2 下水道施設応急対策計画	(君津富津広域下水道組合)
3 電力施設応急対策計画	(東京電力パワーグリッド株式会社)
4 ガス施設応急対策計画	(東京ガス株式会社、公益社団法人千葉県 LP ガス協会)
5 通信施設応急対策計画	(東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社)
6 郵便業務応急対策計画	(日本郵便株式会社)
7 放送機関	(日本放送協会)
8 公共交通機関	(東日本旅客鉄道株式会社等)
9 道路・橋りょう	土木班、経済班、(君津土木事務所、千葉国道事務所、警察署)
10 その他公共施設	土木班、経済班、(君津土木事務所、木更津港湾事務所、南部漁港事務所等)

地震・津波編 第3章「第16節 ライフライン関連施設等の応急復旧」に準ずる。

第17節 ボランティアの協力

項 目	実施担当
1 災害ボランティアセンターの設置	市民班、（社会福祉協議会）
2 災害ボランティアの活動分野	全庁、市民班、（社会福祉協議会）
3 災害時におけるボランティアの登録、派遣	
4 災害ボランティアへの活動支援	

地震・津波編 第3章「第17節 ボランティアの協力」に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者生活安定のための支援

項目	実施担当
1 市税の減免等	市民部、健康福祉部
2 災害見舞金及び災害弔慰金の支給	総務部（健康福祉部）
3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、 災害援護資金の貸付	健康福祉部、（社会福祉協議会）
4 生活福祉資金	
5 被災者生活再建支援制度	
6 義援金の受付配布等	総務部、健康福祉部
7 事業者等への融資	建設経済部、総務部
8 公営住宅の建設等	建設経済部
9 相談窓口の設置	市民部
10 その他の生活確保	（日本郵便株式会社、木更津公共職業安定所、 日本放送協会）

地震・津波編 第4章「第1節 被災者生活安定のための支援」に準ずる。

第2節 災害復旧

項 目	実施担当
1 災害復旧事業の推進	全庁
2 激甚災害の指定	

1 災害復旧事業の推進

地震・津波編 第4章 第2節「1 災害復旧事業の推進」に準ずる。

2 激甚災害の指定

地震・津波編 第4章 第2節「2 激甚災害の指定」に準ずる。

第3節 ライフライン関連施設等の復旧対策

項目	実施担当
1 水道施設	(かずさ水道広域連合企業団)
2 下水道施設	(君津富津広域下水道組合)
3 電力施設	(東京電力パワーグリッド株式会社)
4 ガス施設	(東京ガス株式会社、公益社団法人千葉県 LP ガス協会)
5 通信施設	(東日本電信電話株式会社)
6 農林・水産業施設	建設経済部、(施設管理者)
7 公共土木施設	建設経済部、(施設管理者)

地震・津波編 第4章「第3節 ライフライン関連施設等の復旧対策」に準ずる。

第4節 災害復興

項 目	実施担当
1 想定される復興準備計画	全庁
2 復興計画の策定等	

地震・津波編 第4章「第4節 災害復興」に準ずる。